

公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団
文化・スポーツ事業助成選考委員会設置要領

改正 平成23年3月28日 要領第3号
平成25年5月31日 要領第1号

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団文化・スポーツ事業助成要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づく選考委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、要綱の趣旨に則り、助成の対象となる団体及び対象事業並びに助成額について審議し、決定する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事 2名
- (3) 評議員 2名

2 委員会には、オブザーバーとして要綱第2条の助成の対象分野を所掌する各館長が出席する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、必要の都度理事長が招集し、議長となる。

(選考の基準)

第6条 委員会における選考の主な基準は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 地域芸術、文化、スポーツの振興、地域文化の伝承と創造等、事業実施により得られる成果の市民的意義が大きいものであって、活動が会員の親睦、自己研鑽の域にとどまらないこと。
- (2) 事業目的が適切で、事業実施に計画性があり、成果が確実に期待できること。
- (3) 単年度のみ事業（記念事業等）実施については、事業実施により得られる成果の市民的意義が大きいものであること
- (4) 他市で事業実施されるものについては、国立市を代表するような、その活動の成果の市民的意義が大きいものであること
- (5) 会費その他自己資金の調達に努力していることが明らかな団体であって、収支予算書等から判断して公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団（以下「本財団」という。）の助成が有意義であると認められること。
- (6) 本財団の目的に合致し、助成するにふさわしいと認められる事業であること。

(委 任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は理事長が定める。

付 則

この要領は、昭和 6 3 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成元年 9 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 4 年 2 月 2 9 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 1 年 6 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 1 8 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付 則

この要領は、平成 2 5 年 6 月 1 日から施行する。